

規制の事後評価書（要旨）

令和 3 年 8 月
国家公安委員会・警察庁

目 次

1	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成26年法律第131号） により新設された規制	
(1)	年少射撃資格者の年齢要件の緩和	1
(2)	練習射撃場制度の拡充	4
(3)	災害による猟銃の亡失者等に係る技能検定等の免除	7
2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律 （平成27年法律第45号）により新設された規制	
(1)	特定遊興飲食店営業に係る許可制の新設	10
(2)	ダンスホール等に係る規制の廃止	13
3	道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）により新設され た規制	
(1)	臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入	15
(2)	臨時適性検査の対象拡大等	18
(3)	準中型自動車免許の新設	21
(4)	準中型自動車免許に係る再試験制度等の導入	24
(5)	運転免許の仮停止の対象の拡大	27
4	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴 う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第338号）により新設され た規制	
(1)	特定事業者が取引時確認を行わなければならない取引の追加	29
(2)	外国PEPsとの取引等の際の厳格な顧客管理の実施についての規定の 整備	32

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成26年法律第131号）

規制の名称：年少射撃資格者の年齢要件の緩和

規制の区分：新設、**改正**（拡充、**緩和**）、廃止

担当部署：生活安全局保安課

評価実施時期：令和3年8月

1 事前評価時の想定との比較

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）は、危害予防の観点から、空気銃については、原則として18歳以上の者でなければ、所持許可を受けることができないこととしているが、政令で定める運動競技会における空気銃射撃競技については、年少者の参加の途を開くため、年少射撃資格認定制度が設けられており、その選手又は候補者として推薦された者等で一定の資格の認定を受けた14歳以上18歳未満の年少者（年少射撃資格者）は、指定射撃場で特定の射撃指導員の監督を受けて、当該射撃指導員が許可を受けて所持する指導用の空気銃を使用することができることとされていたところ、本規制緩和は、高い射撃技術を有する10歳以上の者が早期から空気銃を用いた射撃練習を行うことで、我が国の射撃競技における競技力を強化し、また、18歳に達した者も、それまで射撃練習で使用していた指導用の空気銃を引き続き大会に使用できることとするため、年少射撃資格者の下限年齢を10歳に引き下げるとともに、年少射撃資格の失効する年齢を19歳に引き上げることとしたものである。

事前評価時に本規制緩和に係るベースラインの設定は行っていないが、本規制が緩和されていなかった場合には、高い射撃技術を有する10歳以上の者による空気銃の射撃練習が不可能となり、我が国の射撃競技における競技力強化に支障が生じ得る。また、18歳に達した者が、その直後からそれまで射撃練習で使用していた指導用の空気銃を大会に使用できず、空気銃射撃競技に支障が生じ得る。

現在も、高い射撃技術を有する10歳以上の者が早期から空気銃を用いた射撃練習を行うことにより、我が国の射撃競技における競技力を強化すること、また、18歳に達した直後に所持許可に移行するのではなく、それまで射撃練習で使用していた指導用の空気銃を大会に使用することを可能とするものの必要性に変化はなく、本規制緩和を取り巻く社会経済情勢の変化等による影響は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

よって、本規制緩和の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制緩和により、新たに10歳から13歳までの年少射撃資格者に、年少射撃資格の認定等に要する費用が発生すると想定していた。本規制の緩和後、想定のとおり、年少射撃資格の認定等に要する費用が発生している。具体的には、認定の申請に対する費用（9,600円）及び認定のための講習会の費用（9,800円）等が発生しており、また、本規制が緩和されて以降、令和2年末現在、本規制の緩和に係る年少射撃資格者として認定を受けた者15人を把握している（なお、本規制の緩和前においても、14歳以上18歳未満の者が、年少射撃資格の認定を受ける場合に、同様の手数料が発生していた。）。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制緩和により、年少射撃資格の認定に係る事務等が発生するが、特段の体制強化なく、銃刀法に基づき従前より実施している既存の事務の一環として対応できるものであり、新たな行政費用はほとんど生じないと想定していた。本規制の緩和後も、想定のとおり、都道府県公安委員会による認定のための講習会の実施費用等は発生しているが、当該費用は当該講習を受講する者から徴する手数料により賄われており、新たな行政費用はほとんど生じていない。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制緩和の効果として、高い射撃技術を有する10歳以上の者が早期から空気銃を用いた射撃練習を行うことで、我が国の射撃競技における競技力強化が期待でき、また、18歳になった者も、それまで射撃練習で使用していた指導用の空気銃を大会に使用できることにより、空気銃射撃競技の選手育成に資するものと想定していた。本規制が緩和されて以降、令和2年末現在、本規制緩和に係る年少射撃資格者として認定を受けた者15人を把握し、これらの者は、早期から空気銃を用いた射撃練習が可能となり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際大会での活躍が期待されるなど、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制緩和により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が緩和されなかった場合に、高い射撃技術を有する10歳以上の者が早期から空気銃を用いた射撃練習を行えず、我が国の射撃競技における競技力強化が困難となることにより発生する金銭的損失や、18歳になった者が、それまで射撃練習で使用していた指導用の空気銃を大会に使用できない事案がどの程度発生するかについて推計し、さらに、それらの事象により発生する金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制緩和によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

年少射撃資格者の所持する空気銃の盗難・紛失等の事故の発生はなく、本規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の緩和に伴い発生した費用については、遵守費用として、年少射撃資格の認定等に要する費用が発生し、行政費用として、年少射撃資格の認定に係る事務等の負担が発生しているが、特段の体制強化なく、銃刀法に基づき従前より実施している既存の事務の一環として対応できるものである。また、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

他方、本規制緩和によって、高い射撃技術を有する 10 歳以上の者が早期から空気銃を用いた射撃練習を行うことで、我が国の射撃競技における競技力を強化し、また、18 歳になった者も、それまで射撃練習で使用していた指導用の空気銃を大会に使用することができ、空気銃射撃競技の選手育成に資するものと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、高い射撃技術を有する 10 歳以上の者が早期から空気銃を用いた射撃練習を行うことで、我が国の射撃競技における競技力を強化すること、また、18 歳になった者も、それまで射撃練習で使用していた指導用の空気銃を大会に使用することができ、空気銃射撃競技の育成に資するという便益と比較して費用は相対的に小さいものと認められ、便益が費用を上回っていることから、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成26年法律第131号）

規制の名称：練習射撃場制度の拡充

規制の区分：新設、**改正**（**拡充**）、緩和、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和3年8月

1 事前評価時の想定との比較

猟銃の操作及び射撃に関する技能が低下していること等に起因する事故の絶無を図る上では、猟銃を所持する者にとってその技能の維持向上のために射撃を行う機会が豊富に確保されることが望ましく、許可を受けた猟銃が故障している場合等であっても、他の猟銃による射撃を行うことは、猟銃の操作及び射撃の技能の維持向上に資するものであり、また、新たに猟銃を購入しようとする場合における自分の体格、技量等に合った猟銃の選定にも役立つものであることから、一定の基準を満たす猟銃に係る指定射撃場をその設置者等の申請に基づき練習射撃場として指定し、そこに備え付けられた猟銃を使用して射撃練習を行うことができることとしていた（練習射撃場の制度）。こうした利点は、猟銃のみならず空気銃にも当てはまるものであり、特に、年少射撃資格者の指導に当たる射撃指導員（年少射撃監督者）が不在の場合等であっても、年少射撃資格者が練習用備付け銃を用いて空気銃の練習射撃を行うことで、我が国の射撃競技における競技力を強化し、射撃練習を行う際に特定の練習射撃指導員の監督を受けることで、射撃練習に伴う事故を未然に防ぐ効果が期待できるため、本規制は、空気銃に係る練習射撃場制度を新設した上、これを年少射撃資格者も利用できることとしたものである。

また、練習射撃場の管理者は、当該練習射撃場において選任されている射撃指導員のうちから、当該年少射撃資格者に対する射撃の指導を行う者を指名しなければ、当該練習射撃場に備え付けられた空気銃を年少射撃資格者に使用させてはならないこととし、当該義務違反については、罰則等を設けることにより、担保措置を講じることとしたものである。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、本規制が導入されていなかった場合には、空気銃に係る練習射撃場を設けることができず空気銃に係る事故防止が強化されないほか、年少射撃監督者が不在の場合等であれば、年少射撃資格者が練習用備付け銃を用いて射撃練習を行えず、我が国の射撃競技における競技力強化が困難となり、また、射撃練習に伴う事故を未然に防ぐことも困難となったものと考えられる。

現在も、空気銃に係る練習射撃場を設置可能とすることにより、空気銃に係る事故防止を図ること、また、年少射撃監督者が不在の場合等であっても、年少射撃資格者が練習用備付け銃を用いて射撃練習を行うことで、我が国の射撃競技における競技力を強化し、また、射撃練習に伴う事故を未然に防ぐ必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じてい

ないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、新たな遵守費用はほとんど発生しないと想定していた。本規制の導入後、想定のとおり、空気銃に係る練習射撃場の指定を受けるための申請手続等が必要となるほか、練習射撃場の管理者は、当該練習射撃場において年少射撃資格者に対する射撃の指導を行う者を指名しなければならないという法的義務が課されることとなるが、申請手続に係る手数料は徴収しておらず、また、この法的義務については、当該練習射撃場において既に選任されている射撃指導員の中から指名するものであり、新たな遵守費用はほとんど生じていない。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制により、空気銃に係る練習射撃場を指定する事務や、指名に係る義務の履行状況について立入検査する事務等が発生するが、練習射撃場は指定射撃場の中から指定を受けるところ、特段の体制強化なく、従前より実施することとしている指定射撃場に対する立入りの事務の一環として対応できるものであり、新たな行政費用はほとんど生じないと想定していた。本規制の導入後も、想定のとおり、空気銃に係る練習射撃場を指定する事務や、指名に係る義務の履行状況について立入検査する事務等は発生しているが、練習射撃場は指定射撃場の中から指定を受けるところ、特段の体制強化なく、従前より実施している指定射撃場に対する立入りの事務の一環として対応しているものであり、新たな行政費用はほとんど生じていない。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、空気銃に係る練習射撃場を設置可能とすることにより、空気銃に係る事故防止が図られ、年少射撃監督者が不在の場合等であっても、年少射撃資格者が練習用備付け銃を用いて射撃練習を行うことで、我が国の射撃競技における競技力強化が期待でき、また、射撃練習に伴う事故を未然に防ぐ効果が期待できると想定していた。本規制が導入されて以降、令和2年末までに、本規制に係る空気銃の練習射撃場が全国で6か所設けられるなど、空気銃の事故防止に寄与している。また、年少射撃資格者が練習用備付け銃を用いて射撃練習を行う例もみられるところ、我が国の射撃競技における競技力強化にも寄与しており、効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、年少射撃監督者が不在の場合等において年少射撃資格者が練習用備付け銃を用いて射撃練習を行わず、空気銃に係る練習射撃場が設けられないことにより、空気銃に係る我が国の射撃競技における競技力強化が困難となることにより発生する金銭的損失や射撃練習に伴う事故がどの程度発生するかについて推計し、それらの事案により発生する金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用については、行政費用として、空気銃に係る練習射撃場を指定する事務や、指名に係る義務の履行状況について検査する事務等の負担が発生しているが、特段の体制強化なく、銃刀法に基づき従前より実施している既存の事務の一環として対応できるものである。また、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

他方、本規制によって、年少射撃監督者が不在の場合等であっても、年少射撃資格者が練習用備付け銃を用いて射撃練習を行うことで、我が国の射撃競技における競技力を強化し、空気銃射撃競技の選手育成に資することができ、また、射撃練習に伴う事故を未然に防ぐことができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、年少射撃監督者が不在の場合等であっても、年少射撃資格者が練習用備付け銃を用いて射撃練習を行うことで、我が国の射撃競技における競技力を強化すること、また、射撃練習に伴う事故を未然に防ぐことができるという便益と比較して費用は相対的に小さいものと認められ、便益が費用を上回っていることから、本規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成26年法律第131号）

規制の名称：災害による猟銃の亡失者等に係る技能検定等の免除

規制の区分：新設、**改正**（拡充、**緩和**）、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和3年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制緩和は、災害は本人の責めに帰することができない事情であることから、東日本大震災を契機として、こうした事情により許可済猟銃の所持の許可を失効した者が、一定の期間が経過する前に新たに猟銃の許可を受けようとする場合の許可の基準について、現に許可済猟銃を所持している者が新たに猟銃の許可を受けようとする場合に準じて、技能検定又は射撃教習を免除することとしたものである。

事前評価時に本規制緩和に係るベースラインの設定は行っていないが、本規制緩和が導入されていなかった場合には、災害により猟銃を亡失等して許可が失効した者について、一定の基本的な技能を有していると認められる者であっても、原則どおり技能検定又は射撃教習が必要となり、手続の負担が軽減されないこと、また、これにより再び許可を受ける者が増加しないことにより、一般狩猟による有害鳥獣の捕獲等が困難となったものと考えられる。

災害により猟銃を亡失等して許可が失効した者については、一定の基本的な技能を有していると認められる者であれば、改めて許可を受けるに当たっての技能検定又は射撃教習が免除されることから、許可を受けようとする者の手続の負担を軽減すること、また、これにより再び許可を受ける者が増加することにより、一般狩猟による有害鳥獣の捕獲等が促進されるという鳥獣被害対策上の必要性に変化はなく、本規制緩和を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制緩和の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、新たな遵守費用は生じないと想定していた。

本規制緩和が導入されて以降、令和2年末までの間に、本規制緩和により猟銃を亡失等した者について、技能検定又は射撃教習を免除した実績2件を把握している。

本規制緩和は、災害により猟銃を亡失等した者が、猟銃の所持の許可を受けるに当たり技能検定又は射撃教習を免除するものであり、新たな遵守費用は生じていない。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、新たな行政費用は生じないと想定していた。

本規制の緩和後、想定のとおり、申請者が災害により猟銃を亡失等したことについて審査する事務等が都道府県公安委員会に発生するが、特段の体制強化なく、災害時に従前より実施することとしている既存の事務の一環として対応できるものであり、新たな行政費用はほとんど生じていない。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制緩和の効果として、災害により猟銃を亡失等して許可が失効した者については、一定の基本的な技能を有していると認められる者であれば、改めて許可を受けるに当たっての技能検定又は射撃教習が免除されることから、許可を受けようとする者にとっては手続の負担が軽減されること、また、これにより再び許可を受ける者が増加することにより、一般狩猟による有害鳥獣の捕獲等が促進されるという鳥獣被害対策上の効果も期待できると想定していた。本規制が緩和されて以降、令和2年末までの間に、本規制緩和により災害により猟銃を亡失等した者について、技能検定又は射撃教習を免除した実績2件を把握しており、手続の負担が軽減されたことなど、事前評価時に想定されていた効果が出現していると考えられる。

事前評価時には、本規制緩和により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が緩和されなかった場合に、災害により猟銃を亡失等して許可が失効した者について、一定の基本的な技能を有していると認められる者であっても、原則どおり技能検定又は射撃教習が必要となり、手続の負担が軽減されず、また、これにより再び許可を受ける者が増加しないことにより、一般狩猟による有害鳥獣の捕獲等が困難な事案がどの程度発生するかについて推計し、さらに、それらの事案により発生する金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制緩和によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の緩和に伴い発生した費用については、行政費用として、災害により猟銃を亡失等したことについて審査する事務等の負担が発生しているが、特段の体制強化なく、災害時に従前より実施することとしている既存の事務の一環として対応できるものである。また、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

他方、本規制緩和によって、災害により猟銃を亡失等して許可が失効した者については、一定の基本的な技能を有していると認められる者であれば、改めて許可を受けるに当たっての技能検定又は射撃教習が免除されることから、許可を受けようとする者にとっては手続の負担が軽減されること、また、これにより再び許可を受ける者が増加することにより、一般狩猟による有害鳥獣の捕獲等が促進されるという鳥獣被害対策上の効果が今後も期待できると考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、災害により猟銃を亡失等して許可が失効した者については、一定の基本的な技能を有していると認められる者であれば、改めて許可を受けるに当たっての技能検定又は射撃教習が免除されることから、許可を受けようとする者にとって

は、手続の負担が軽減されること、また、これにより再び許可を受ける者が増加することにより、一般狩猟による有害鳥獣の捕獲等が促進されるという鳥獣被害対策上の効果が期待できるという便益と比較して費用は相対的に小さいものと認められることから、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律
(平成27年法律第45号)

規制の名称：特定遊興飲食店営業に係る許可制の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和3年8月

1 事前評価時の想定との比較

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）では、深夜における飲食店営業において深夜に客に遊興させることが禁止されていたところ、客にダンス及び飲食をさせる営業のうち、いわゆるクラブのような形態のものについては、一定程度の深夜営業への需要があり、政府の規制改革会議から営業時間の規制の緩和を求める内容の答申が出されたほか、ナイトライフの充実を求める声がある中で、ダンス以外の遊興についても、時間帯にかかわらず飲食しながら楽しみたいとの需要があるものと考えられた。他方で、一般的に深夜は社会の中の監視・制御機能が弱まり、人々が風俗上の規範を逸脱しやすくなる時間帯であり、仮に何らの規制を設けずに、深夜に客に遊興及び飲酒をさせる営業を営むことができるようにした場合、営業の行われ方いかんによっては、過度な歡樂的・享樂的雰囲気により風俗事犯等の違法行為が誘発されるなど、風俗上の問題が生じるおそれがあることから、風営法を一部改正し、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興させ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前6時後翌日の午前0時前の時間において営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）を「特定遊興飲食店営業」として許可制の下で認めることとし、当該営業に伴う風俗上の問題の発生防止に必要な規制を設けることとした。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、本規制が導入されていなかった場合には、特定遊興飲食店営業に起因する風俗上の問題が発生していたと考えられる。

特定遊興飲食店営業の許可数は増加傾向にあり、依然として善良の風俗と清浄な風俗環境を保持するとともに、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要性が認められる。また、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化はなく、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

よって、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、特定遊興飲食店営業を営もうとする者に、特定遊興飲食店営業の許可申請等の各種規制を遵守するための費用が発生すると想定していた。本規制の導入後、想定のとおり、特定遊興飲食店営業の許可申請等の各種規制を遵守するための費用が発生している。具体的には、許可の申請に要した費用（1件につき、原則として24,000円）等が発生しており、本規制の導入以降、特定遊興飲食店営業の許可数は、令和2年末現在で400件以上となっている。その他、事前評価時に想定されなかった遵守費用は発生していないことから、事前評価時と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の趣旨を周知徹底するための広報活動等にかかる費用及び各種規制の遵守状況の把握及び違法行為の取締り等に係る費用が発生することが想定され、実際にこれらの活動は実施された。なお、これらの活動については、都道府県警察が、管内における規制対象業者の営業実態等を踏まえた上で、その実情に応じた方法により実施することとしているため、必要となる時間や人員も様々であり、本規制に係る行政費用を金銭価値化して推計することは困難である。ただし、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、特定遊興飲食店営業として午前0時から午前6時までの時間に営業することが可能となるほか、事前審査により不適格者及び不適切な構造設備を持つ営業所を排除することができ、不適切な営業から生じる違法行為等の発生が抑えられるなど、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することが想定された。本規制の導入以降、特定遊興飲食店営業の許可数は年々増加し、令和2年末現在で400件以上となっており、特定遊興飲食店営業を営もうとする者が許可を受けて風営法の規定に従って営業することとなっていることから、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、特定遊興飲食店営業に起因する善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為がどの程度発生するかについて推計し、さらにそれらの行為により発生する金銭的損失を算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模は事案ごとに異なることからその推計は困難である。そのため、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用については、遵守費用として、許可の申請等に要する費用が発生し、行政費用として、違法行為の取締り等に係る費用が発生している。また、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

他方、本規制によって、特定遊興飲食店営業を新たに風営法の規制対象とし、当該営業に伴う

風俗上の問題の発生防止に必要な規制を設けることで、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することができると考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止という便益と比較して費用は相対的に小さいものと認められ、便益が費用を上回っていることから、本規制を継続することは妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律
(平成27年法律第45号)

規制の名称：ダンスホール等に係る規制の廃止

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、**廃止**

担当部局：生活安全局保安課

評価実施時期：令和3年8月

1 事前評価時の想定との比較

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）では、一定の資格を有するダンス教師が専ら客にダンスを教授する営業以外のダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業を営もうとする者は、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければいけなかったところ、ダンスホール等営業において風俗上の問題が生じているとの実態はほとんどなく、規制の対象から外しても特段の支障は生じないと考えられたことから、風営法を一部改正し、ダンスホールその他の設備を設けて客にダンスをさせる営業を規制の対象から除外することとした。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定を行っていないが、本規制が廃止されていなかった場合は、風俗上の問題が生じているという実態がほとんどないにもかかわらず、ダンスホール等営業を引き続き風営法の規制対象とし、不要となった規制を継続していたと考えられる。

改正後においても、ダンスホール等において売春事犯その他風俗上の問題が顕著になっている実態は認められない。また、本規制廃止を取り巻く社会経済情勢に大きな変化もなく、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

よって、本規制の廃止の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制廃止による遵守費用及び行政費用は想定されておらず、廃止後も新たな遵守費用及び行政費用は発生していない。

本規制廃止により、事前評価時に想定されたとおり、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業を営もうとする者が、当該営業所を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けることなく営業することができるようになった。

ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業を営む者が受けた便益のうち、同営業が風営法の規制の対象から外れたことにより不要となった手数料が挙げられるが、その他にも考慮すべき要素が多岐に渡り、本規制によって得られる効果を金銭価値化することは困難であ

る。

本規制廃止による副次的及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の廃止によって特段の費用は発生しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。また、本規制廃止により、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業を営もうとする者が、当該営業所を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けることなく営業することができるようになり、本規制の廃止に伴い風俗上の問題が生じているという実態もないため、今回の規制の廃止は妥当であるといえる。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）

規制の名称：臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入

規制の区分：新設、**改正**（**拡充**、緩和）、廃止

担当部署：警察庁交通局運転免許課

評価実施時期：令和3年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制は、認知症や認知機能の低下に起因する交通事故を防止するため、速やかに認知機能の現状を把握し、当該認知機能の現状に応じた適切な安全運転支援を行うなどの措置を講ずる必要があると考えられたことから、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、75歳以上の免許保有者が、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたときは、その者に対し、臨時の認知機能検査（以下「臨時認知機能検査」という。）を行う（当該臨時認知機能検査を受けなかった者については、免許の取消し等の対象とする。）こととし、また、公安委員会は、臨時認知機能検査を受けた者が一定の基準に該当した場合には、臨時の講習（以下「臨時高齢者講習」という。）を行う（当該臨時高齢者講習を受けなかった者については、免許の取消し等の対象とする。）こととしたものである。

現在も認知症や認知機能の低下に起因する交通事故を防止する必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、認知症や認知機能の低下に起因する交通事故を防止することがより困難になったものと考えられる。

前記のとおり、75歳以上の高齢運転者の認知機能の現状を速やかに把握し、適切な安全運転支援を行うなどの措置を講ずる必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制により、75歳以上の免許保有者であって、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたものについては、臨時認知機能検査の受検に当たっての金銭的負担が生じ、また、当該検査を受けた者で、一定の基準に該当したものについては、臨時高齢者講習の受講に当たっての金銭的負担が生じるなどの遵守費用が生じると想定されていた。

本規制導入後、想定のとおり、臨時認知機能検査の受検に当たり認知機能検査手数料（750円）、

また、臨時高齢者講習の受講に当たり講習手数料（保有する免許の種類に応じて 5,800 円又は 2,350 円）の負担が発生しており、本規制が導入された平成 29 年から令和 2 年末までにそれぞれ延べ 549,362 人、42,892 人が受検・受講している。

その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績の乖離は生じていない。

臨時認知機能検査に関しては、事前評価時には、本規制により、公安委員会は 75 歳以上の免許保有者であって認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたものに対して臨時認知機能検査を行うこととなり、実施に係る事務が一定程度発生するが、これは現行の認知機能検査と一連の体系を成すものであり、新たに生じる行政費用は限定的であると想定していた。

本規制の導入後、想定のとおり、公安委員会による臨時認知機能検査の実施費用は発生しているが、限定的なものにとどまっており、加えて、当該費用は当該検査を受ける者から徴する手数料により賄われ、公安委員会の金銭的負担は生じていない。

臨時高齢者講習に関しては、事前評価時には、本規制により、公安委員会は、臨時認知機能検査で認知機能が低下しているおそれがあると認められた者等に対して、臨時高齢者講習を行うこととなり、実施に係る事務が一定程度発生するが、既存の講習の実施設備等に大きな変更をもたらすものではなく、内容についても既存の高齢者講習のうち認知機能に関係する項目を抽出するなどして行う予定であったことから、新たに生じる行政費用は限定的であると想定していた。

本規制の導入後、想定のとおり、公安委員会による臨時高齢者講習の実施費用は発生しているが、限定的なものにとどまっており、当該費用は当該講習を受ける者から徴する手数料により賄われ、公安委員会の金銭的負担は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、臨時認知機能検査の結果を臨時適性検査の端緒として活用したり、当該結果に基づく臨時高齢者講習を実施したりすることにより、適時・適切に安全運転支援等を講ずることが可能であり、認知症又は認知機能の低下に起因する交通事故を未然に防ぐことが可能となると想定していた。

本規制導入後、本規制によって臨時認知機能検査を受けた延べ人数は、平成 29 年中 97,290 人、平成 30 年中 145,205 人、令和元年中 154,597 人、令和 2 年中 152,270 人となっており、臨時高齢者講習を受けた延べ人数は、平成 29 年中 7,824 人、平成 30 年中 11,866 人、令和元年中 11,628 人、令和 2 年中 11,574 人となっている。

また、認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断された者及び認知機能の低下のおそれがあると判断された者による死亡事故件数について、本規制導入前は平成 28 年中 214 件であった一方、本規制導入後は平成 30 年中 204 件、令和元年中 150 件、令和 2 年 133 件となり、一定程度減少していることが認められ、本規制によって、事前評価時に想定された効果が発現しているものと考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、速やかに認知機能の現状を把握し、当該認知機能の現状に応じた適切な安全運転支援を行うなどの措置を講じなかったことによる交通事故がどの程度発生するかについて推計し、さらに、それらの交通事故によりどの程度の金銭的損失が生じるのかを個別の事案を精査して算出する必要があるが、損失

の規模は事案ごとに異なるためその推計は困難であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、把握されていない。

3 考察

本規制の導入に伴い、一定の遵守費用及び行政費用が発生しているが、事前評価時の想定とかい離しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制が導入されたことにより、平成 29 年以降毎年一定件数の臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習が行われており、認知機能の低下に起因する交通事故を未然に防ぐことができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、認知症や認知機能の低下に起因する交通事故を防止するという便益と比較して費用は相対的に少ないものと認められ、便益が費用を上回っていると認められるため、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）

規制の名称：臨時適性検査の対象拡大等

規制の区分：新設、**改正**（**拡充**、緩和）、廃止

担当部署：警察庁交通局運転免許課

評価実施時期：令和3年8月

1 事前評価時の想定との比較

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条第1項第1号の2及び同法第103条第1項第1号の2により、認知症に該当した者は運転免許（以下「免許」という。）の取消し等の対象とされている。そして、平成27年法改正前には、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新等の際して認知機能検査を受け、その結果、認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当した者（以下「基準該当者」という。）が、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為（以下「基準行為」という。）をした場合に、その者に対し、臨時に適性検査を行うこととされていた。

本規制は、認知症に該当する者による交通事故を未然に防止するため、基準行為の有無を問わず、速やかに医師の診断を受けさせ、運転継続の可否を判断することを可能とする制度が必要であると考えられたことから、公安委員会は、認知機能検査の結果、基準該当者となった者に対し、その者の違反状況にかかわらず、臨時適性検査を行い、又は医師の診断書を提出すべき旨を命ずることとしたものである（臨時適性検査を受けなかった、又は医師の診断書の提出命令に応じなかった者については、免許の取消し等の対象とすることとした。）。

現在も認知症に該当する者による交通事故を未然に防止する必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、認知症に該当する者による交通事故を未然に防止することがより困難になったものと考えられる。

基準該当者に速やかに医師の診断を受けさせ、運転継続の可否を判断する必要性に変化はなく、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制により、基準該当者は、その違反状況にかかわらず、臨時に適性検査を受け、又は医師の診断書を提出しなければならないという法的義務が課されているところ、事前評価時には、医師の診断書の提出を命ぜられた場合は、診断書の取得に当たり金銭的負担も生じるが、平成 27 年の法改正前の臨時適性検査（以下「改正前臨時適性検査」という。）においても、多くの者が自費負担で医師の診断書を提出していることを踏まえると、改正前臨時適性検査の対象となった者に生じる負担と同様であり、新たに生じる遵守費用は限定的であると想定していた。

本規制の導入後、想定のとおり、医師の診断書の提出を命ぜられた場合における診断書取得に当たっての費用は生じているが、診断書の提出に要する費用は人ごとに異なるため、一律に推計することは困難である。

本規制導入前の法第 102 条第 1 項から第 3 項における臨時適性検査又は医師の診断書の提出件数はそれぞれ、平成 28 年中 223 件、1,711 件であった一方、規制導入後は平成 30 年中 414 件、17,159 件、令和元年中 279 件、15,020 件であった。

その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績の乖離は生じていない。

事前評価時には、本規制により、認知機能検査を受けた者が基準該当者に該当した場合には、公安委員会は、その者に対し、臨時に適性検査を行い、又は医師の診断書の提出を命じることとなり、臨時適性検査又は命令の実施に係る事務が生じるが、改正前臨時適性検査と一連の体系をなすものであり、新たに生じる行政費用は限定的であると想定していた。

本規制の導入後、想定のとおり、公安委員会による臨時適性検査又は命令の実施に係る事務は発生しているが、限定的なものにとどまっており、その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績の乖離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断された者に対し、速やかに医師の診断を受けさせ、その結果、運転適性を備えていない認知症に該当する者による交通事故を未然に防ぐことが可能となると想定していた。

本規制の結果に基づいて免許が取消し又は停止となった者の数は、平成 30 年中 1,932 人、令和元年中 1,265 人である。

また、認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断された者による死亡事故件数は、本規制導入前は平成 28 年中 34 件であった一方、本規制導入後は平成 30 年中 20 件、令和元年中 5 件となり、一定程度減少していることが認められ、本規制によって、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、基準該当者に速やかに医師の診断を受けさせ、運転継続の可否を判断しなかったことによる交通事故がどの程度発生するかについて推計し、さらに、それらの交通事故によりどの程度の金銭的損失が生じるのかを個別の事案を精査して算出する必要があるが、損失の規模は事案ごとに異なるためその推計は困難であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、把握されていない。

3 考察

本規制の導入に伴い、一定の遵守費用及び行政費用が発生しているが、事前評価時の想定とかい離しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制導入後、その結果に基づいて免許が取消し又は停止となった者が一定数存在しており、運転適性を備えていない認知症に該当する者による交通事故を未然に防ぐことができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、認知症に該当する者による交通事故を未然に防止するという便益と比較して費用は相対的に少ないものと認められ、便益が費用を上回っていると認められるため、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）

規制の名称：準中型自動車免許の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：交通局運転免許課

評価実施時期：令和3年8月

1 事前評価時の想定との比較

車両総重量が5トン未満の自動車には、近距離の配送で用いられる多くの貨物自動車が含まれている（3.5トンを超えると貨物自動車がほぼ全てを占める）ところ、車両総重量3.5トン以上5トン未満の自動車に係る車両1万台当たりの死亡事故件数（平成20～23年の平均）が約0.6件であり、3.5トン未満の自動車の約0.4件と比べ、約1.5倍となっているなど、3.5トン以上5トン未満の貨物自動車に係る対策が課題となっていた。他方、車両総重量5トン未満であった最大積載量2トンの貨物自動車が、保冷設備等の架装により、車両総重量が5トンを超え、法改正前の中型自動車に該当してしまうことから、高等学校を卒業して間もない若年者がこの種の自動車を直ちに運転することができないなど、社会実態に応じた運転免許制度の見直しが求められていた。

本規制は、以上のような交通事故実態や社会的要請等を踏まえ、車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の自動車を準中型自動車として区分し、同自動車を運転するには準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）を要することとして、貨物自動車を使用した試験、教習等を行うこととするとともに、普通免許と同様に18歳で取得できることとしたものである。

現在も、交通安全の確保の観点から車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の自動車の運転に準中型免許を求める必要性に変わりはなく、その他本規制を取り巻く社会経済情勢等に係る大きな変化や事前評価時に想定していなかった影響も生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、車両総重量3.5トン以上5トン未満の自動車に係る交通事故発生件数が依然高水準であり、かつ、高等学校を卒業して間もない若年者が、保冷設備等の架装をした最大積載量2トンの貨物自動車を運転することができなかったものと考えられる。

前記のとおり、現在も、交通安全の確保の観点から車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の自動車の運転に準中型免許を求める必要性に変わりはなく、その他本規制を取り巻く社会経済情勢等に係る大きな変化や事前評価時に想定していなかった影響も生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制により、車両総重量 3.5 トン以上 5 トン未満の自動車を運転しようとする場合に準中型免許を受けることに伴う負担が発生することとなるが、準中型免許を受ける場合の手続は普通免許や中型自動車免許（以下「中型免許」という。）を受ける場合と変わりはないため、新たな遵守費用はほとんど発生していない。

事前評価時には、本規制により、準中型免許の新設に伴う試験車両の調達や維持、運転者管理システムの改修等に係る費用が発生すると想定していた。

本規制導入後、想定のとおり費用が発生していると認められるところ、当該費用については、個々の都道府県警察ごとに負担しているものであり、事前評価時に想定されなかった新たな行政費用は発生していないことから、事前評価時の想定とのかい離は生じていない。

事前評価時には、準中型自動車の運転に必要な準中型免許の取得に当たって貨物自動車を使用した試験・教習等を実施することで交通事故の抑止効果が期待されたほか、法改正前の中型免許（受験資格：20 歳以上）によって運転が可能である車両総重量 5 トン以上 7.5 トン未満の自動車を準中型免許（受験資格：18 歳以上）によって運転することができることとなるため、社会的要請に応えることができると想定していた。

本規制の導入により、車両総重量 3.5 トン以上 5 トン未満の自動車に係る車両 1 万台当たりの死亡事故件数は、平成 30 年は約 0.48 件と、前記 1 ①に記載の平成 20～23 年の平均の約 0.6 件と比べて減少していることに加え、準中型免許試験受験者数は、平成 30 年は 32,892 人、令和元年は 46,010 人と増加傾向にあることから、事前評価時に想定していた効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、法改正前の普通免許保有者が車両総重量 3.5 トン以上 5 トン未満の自動車を運転することによって起こした交通事故によって生じる損失及び高等学校を卒業して間もない若年者が、保冷設備等の架装をした最大積載量 2 トンの貨物自動車を運転することができないことによって生じる損失を算出する必要があるが、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模が事案の内容や状況によって異なり、その推計は困難であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、事前評価時の想定とかい離しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制の導入により、平成 30 年の車両総重量 3.5 トン以上 5 トン未満の自動車に係る車両 1 万台当たりの死亡事故件数は、平成 20～23 年平均と比べて減少しているほか、準中型免許試験受験者数は平成 30 年から令和元年にかけて増加傾向であるなど、社会的要請に応じた運転免許制度になったと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、交通安全の確保に加え、高等学校を卒業して間もない若年者が職業運転者としての進路を選択する機会の確保が図られるという便益と比較して、費用は相対的に少ないものと認められることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）

規制の名称：準中型自動車免許に係る再試験制度等の導入

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：交通局運転免許課

評価実施時期：令和3年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制は、運転免許（以下「免許」という。）取得後1年未満の初心運転者について、運転に関する知識・技能（以下「知識・技能」という。）が十分に定着していないと認められること等から、新たに設ける準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）について、初心運転者に対する交通事故防止対策を設けることとしたものである。具体的には、準中型免許を受けた者で、当該免許を受けた日から1年間（初心運転者期間）に違反行為をし、一定の基準に該当することとなったものについて再試験（初心運転者講習を受講した場合は免除。）の対象とし、また、当該免許を受けていた期間が通算して1年に達しないものについては、初心運転者標識の表示義務の対象とすることとした。

この点、準中型免許の創設以降、当該免許の保有者は増加しているとともに、当該免許に係る初心運転者講習の受講者も一定数認められることから、現在も初心運転者に対する交通事故防止対策を図る必要性に変わりはない。また、現在の科学技術（安全運転サポート車等）は、あくまで運転者の安全運転を支援するものであり、自動車のシステムによって運転者の運転操作を完全に代替するものではなく、当該技術の利用により初心運転者に対する交通事故防止対策を不要とすることはできない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、今よりも知識・技能が十分に定着していない初心運転者による交通事故が増加していたと考えられる。

前記のとおり、準中型免許の創設以降、当該免許の取得者は、平成30年23,510人、令和元年29,031人、令和2年30,593人と増加傾向にあるとともに、当該免許に係る初心運転者講習の受講者も一定数認められることから、現在も初心運転者に対する交通事故防止対策を図る必要性に変わりはない。また、現在の科学技術（安全運転サポート車等）は、あくまで運転者の安全運転を支援するものであり、自動車のシステムによって運転者の運転操作を完全に代替するものではなく、当該技術の利用により初心運転者に対する交通事故防止対策を不要とすることはできない。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制については、準中型免許を受けた者が、違反行為をして一定の基準に該当することとなった場合には、再試験を受けなければならなくなり、再試験手数料（4,400円）が生じるが、受験者数は、平成30年246人、令和元年40人と、事前評価時の想定とのかい離は生じていない。また、準中型免許を受けた者は初心運転者標識を表示する義務が生じ、同標識を購入するなどの負担もあるが、事前評価時の想定のとおり、現行制度上普通免許を受けた場合もこれらの標識を購入する必要があることから、新たな遵守費用はほとんど生じていない。

事前評価時において、本規制については、準中型免許を受けた者で違反行為をして一定の基準に該当したのに対して再試験を行う事務等が発生するが、既存の普通免許に係る初心運転者制度と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じず、また、初心運転者標識の表示義務違反等に対する指導・取締りを行う必要性が生じるが、現在も同種違反に対する指導・取締りを行っており、これと同時にすることも可能であることから、新たな行政費用はほとんど生じないと想定していた。

本規制導入後、事前評価時に想定されなかった新たな行政費用は発生していないことから、事前評価時の想定とのかい離は生じていない。

事前評価時には、再試験制度や初心運転者標識の表示義務を通じ、準中型自動車に係る初心運転者期間内の交通事故やその後における交通事故の防止を図ることができることから、初心運転者に係る交通事故の抑止効果が期待できると想定していた。

本規制の導入により、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の準中型自動車に係る車両1万台当たりの死亡事故件数について、制度導入前の平成28年は約0.53件である一方、制度導入後の平成30年は約0.50件と減少している。また、初心運転者講習の実施数についても、平成30年246件、令和元年310件、令和2年304件と増加傾向にあり、交通事故防止のための措置が着実にとられていると認められることから、事前評価時に想定された効果が発現していると思われる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、準中型免許を受けた者で、当該免許を受けた日から1年未満の初心運転者のうち知識・技能が定着していない者が起こした交通事故によって生じる損失及び準中型免許を受けた者で、当該免許を受けた日から1年未満の者が初心運転者標識の表示をしていなかったことによって生じる損失を算出する必要があるが、準中型免許を受けた初心運転者に対する安全対策を講じなかった場合に推定される事故件数や、当該者が初心運転者標識を表示しなかった場合に推定される事故件数を推計することは困難であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、事前評価時の想定とかい離しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制の導入により、車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満の準中型自動車に係る車両 1 万台当たりの死亡事故件数について、制度導入前の平成 28 年は約 0.53 件である一方、制度導入後の平成 30 年は約 0.50 件と減少している。また、初心運転者講習の実施数についても、平成 30 年 246 件、令和元年 310 件、令和 2 年 304 件と増加傾向にあり、交通事故防止のための措置が着実にとられていると認められることから、事前評価時に想定された効果が発現していると思われる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、運転に関する知識・技能が定着していないと考えられる取得後 1 年未満の初心運転者につき、再試験又は初心運転者講習による再教育を行うことで技能・知識の再確認・再定着を図るとともに、再試験不合格となった者については、知識・技能が定着していないと判断して免許を取り消すことによって運転不適格者を排除し、交通事故防止に効果を発揮していると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）

規制の名称：運転免許の仮停止の対象の拡大

規制の区分：新設、**改正**（**拡充**）、緩和、廃止

担当部局：交通局運転免許課

評価実施時期：令和3年8月

1 事前評価時の想定との比較

本規制は、酒気帯び運転又は過労運転等（麻薬等運転の場合を除く。以下同じ。）の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こした場合には、人を死亡させたときに限らず、人を傷つけたときにも、当該交通事故を起こした日から起算して30日間の運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止（以下「仮停止」という。）をすることができることとしたものである。

酒気帯び運転により交通事故を起こし、よって人を傷つけるような危険な運転者を可能な限り速やかに道路上から排除する必要性については現在も変わりがない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないが、当該規制が導入されていなかった場合には、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者を、速やかに道路上から排除する手段が存在せず、公安委員会の処分が決するまでの間の交通事故等の発生の防止が困難であったものと考えられる。

前記のとおり、これまで、酒気帯び運転により交通事故を起こし、よって人を傷つけた者が、公安委員会の処分が決するまでの間に飲酒運転を繰り返し行った事例等があり、現在も、このような危険な運転者を可能な限り速やかに道路上から排除する必要性に変わりはない。

また、酒気帯び運転及び過労運転等の禁止の規定に違反した状況での人身事故（死亡事故を除く。）件数について、本規制導入前の平成26年中が3,210件であるのに対し、本規制導入後の平成28年中は3,037件、平成29年中は2,866件、平成30年中は2,811件、令和元年中は2,573件、令和2年中は2,034件であり、依然として本規制の対象となり得る交通事故の発生が認められることから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時においては、本規制により、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者は、免許の効力が停止されている間、自動車等の運転をすることができなくなるものの、金銭的負担や作為義務が生じるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じないと想定していた。

本規制導入後においても、事前評価時に想定されなかった遵守費用は発生していないことか

ら、事前評価時の想定とのかい離は生じていない。

事前評価時において、本規制により、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者に対する免許の効力の仮停止に係る事務が発生するが、既存の仮停止の規制と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じないと想定していたとおり、事前評価時に想定されなかった新たな行政費用は発生していないことから、事前評価時の想定とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者の免許の効力の仮停止を行うことにより、その者に対する公安委員会の処分が決するまでの間の交通事故等の防止が図られると想定していた。

酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者に対し、免許の効力の仮停止処分を行った件数は、平成 27 年中 227 件、平成 28 年中 391 件、平成 29 年中 297 件、平成 30 年中 256 件、令和元年中 316 件、令和 2 年中 221 件であり、本規制によって公安委員会の処分が決するまでの間の交通事故等を防止するための措置が着実にとられている。なお、本規制が導入された平成 27 年から令和 2 年までの間に、酒気帯び運転及び過労運転等の禁止の規定に違反した状況での人身事故（死亡事故を除く。）件数について、本規制導入前の平成 26 年中が 3,210 件であるのに対し、本規制導入後の平成 28 年中は 3,037 件、平成 29 年中は 2,866 件、平成 30 年中は 2,811 件、令和元年中は 2,573 件、令和 2 年中は 2,034 件である。

事前評価時には、本規制により想定される効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合における、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者が、公安委員会の処分の決するまでの間に交通事故等を起こし、その結果として生じる損益を算出する必要があるが、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損益の規模が事案ごとに異なり、その推計は困難であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化は行わないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生する費用は、事前評価時の想定のとおり、ほとんど発生しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

便益については、金銭価値化することは困難であるが、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者による公安委員会の処分が決するまでの間の交通事故等の防止が図られるという便益と比較して、費用はほとんど発生していないものと認められることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第338号）
規制の名称：特定事業者が取引時確認を行わなければならない取引の追加
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止
担当部局：刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室
評価実施時期：令和3年3月

1 事前評価時の想定との比較

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条においては、特定事業者（弁護士等を除く。以下同じ。）は、特定取引等に際して取引時確認を行わなければならないこととされている。

この点、本規制の導入前においては、特定取引以外の取引について、

- 疑わしい取引であると認められる場合
- 顧客等が実質的に同一と認められるような関連する一連の取引を行ったときに、これが敷居値を超える大口現金取引等と同視できるようなものであったとしても、形式的に個々の取引の額が敷居値を超えない場合

のいずれであっても取引時確認を行う義務が課されておらず、これらマネー・ローンダリングのリスクが伴う取引について、事後的な資金トレースを行うことができない状況となっていた。

また、平成26年6月には、FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）から、こうした状況に迅速に対応することを促す声明が公表された。

以上のことから、本規制は、特定事業者が取引時確認を行わなければならない取引として、

- 疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるもの（以下「疑わしい取引等」という。）
- 同一の顧客等との間で二以上の一定の取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの（以下「敷居値以下に分割された取引」という。）を追加したものである。

現在も、疑わしい取引等や敷居値以下に分割された取引を取引時確認の対象とする必要性に変わりはなく、その他本規制をとりまく社会経済情勢等に係る大きな変化や事前評価時に想定していなかった影響も生じていない。

また、本規制が導入されていなかった場合には、マネー・ローンダリングのリスクが伴う取引について事後的な資金トレースを行うことができない状況となり、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるおそれや、国際基準であるFATF勧告に対応することができ

ず、わが国がマネー・ローンダリング対策に関するハイリスク国とされ、わが国の金融機関の海外取引に支障が生じるなどの事態に発展するおそれがあったと考えられる。

上記のとおり、現在も、疑わしい取引等や敷居値以下に分割された取引を取引時確認の対象とする必要性に変わりはなく、その他本規制を取り巻く社会経済情勢等に係る大きな変化や想定していなかった影響も生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制により、特定事業者において、疑わしい取引等及び敷居値以下に分割された取引について適切な取引時確認を行うための費用が発生すると想定していた。本規制導入後、想定のおおりの事務負担が発生していると認められるところ、それらに係る費用については、個々の事業者や取引ごとに異なるため、これを金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定と実績の乖離は生じていない。

また、事前評価時には、本規制により新たに課せられた義務の履行を担保するため、規制対象の事業者を所管する行政庁等による報告徴収、指導及び是正命令等の措置を行う費用が発生するが、本規制に関するこれら措置の件数が、本規制の導入前におけるこれら措置の件数と同水準にとどまるならば、発生する行政費用は極めて限定的であると想定していた。

本規制導入後、本規制により新たに課せられた義務を履行していないことを理由とした是正命令等は行われておらず、事務負担は発生していない。その他、事前評価時に想定されていなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定と実績の乖離は生じていない。

さらに、事前評価時には、本規制の効果として、

○ 疑わしい取引等及び敷居値以下に分割された取引について取引時確認が行われることによって、当該取引時確認に係る事項が届け出られ、それらの情報が犯罪による収益の移転に係る犯罪及びその前提犯罪の捜査のために活用されることにより、実際に犯罪が行われていた場合に検挙に至る可能性が高まる。

○ 国際基準であるFATF勧告に対応することで、マネー・ローンダリング対策等に関する国際的責務を果たすとともに、我が国の金融機関等の国際社会における信用が高まる。

ものと想定された。

本規制の導入により、疑わしい取引等及び敷居値以下に分割された取引に係る事後的な資金トレースのための措置が講じられ、また、FATF勧告の履行状況に関する対日相互審査やFATF声明での指摘事項に対して必要な改善が図られたと認められることから、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、マネー・ローンダリングが見逃された結果として生じる損益や、国際基準であるFATF勧告に対応することができず、我が国がマネー・ローンダリング対策に関するハイリスク国とされて我が国の金融機関の海外取引に支障が生じることとなった結果として生じる損益を算出する必要があるが、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模が事案の内容や状況によって異なり、その推計は困難である。

また、事前評価時にも、本規制により想定された効果について、同様の理由から、金銭価値化した便益を推計していない。

このほか、本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、事前評価時の想定とかい離しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

また本規制の導入により、マネー・ローンダリングの抑制に寄与するとともに、F A T F 勧告の履行状況に関する対日相互審査やF A T F 声明での指摘事項に対して必要な改善が図られたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、マネー・ローンダリングの抑制、犯罪収益の移転の実態解明や検挙に資する仕組みの構築、犯罪収益の没収、追徴等を通じた被害回復、健全な経済活動の維持・発達への寄与に加え、国際社会と歩調を合わせたマネー・ローンダリング対策の強化が図られるという便益と比較して、費用は相対的に少ないものと認められることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第338号）

規制の名称：外国において重要な公的地位を有する者及びこれらの者であった者並びにこれらの者の家族（以下「外国PEPs」という。）との取引等の際の厳格な顧客管理の実施についての規定の整備

規制の区分：新設、改正（拡充）、緩和、廃止

担当部局：刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室

評価実施時期：令和3年3月

1 事前評価時の想定との比較

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条においては、特定事業者（弁護士等を除く。以下同じ。）は、特定取引等において取引時確認を行わなければならないこととされており、同条第2項においては、通常の取引時確認に加えて、資産及び収入の状況の確認等（以下「厳格な顧客管理」という。）を行わなければならない取引が定められている。

この点、一般的には、公的に高位の職位にある者については、その者の名義がマネー・ローンダリングに悪用されるなどする危険性があるところ、FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）による第3次対日相互審査においては、「金融機関は、PEP（Politically Exposed Person：外国における重要な公的地位を有する者）との取引に伴い増加するリスクを最小限にするための具体的な措置（上級管理者の承認を求めること、財産の源泉を立証すること、厳格な継続的監視を行うこと）を講じることを求められていない。」との指摘を受け、平成26年6月には、FATFから、こうした状況に迅速に対応することを促す声明が公表された。

以上のことから、本規制は、特定事業者が外国PEPsとの取引又は外国PEPsが実質的支配者である顧客等との取引（以下「外国PEPsとの取引等」という。）をする際に、厳格な顧客管理を行わなければならないこととしたものである。

現在も、外国PEPsとの取引等を厳格な顧客管理の対象とする必要性に変わりはなく、その他本規制をとりまく社会経済情勢等に係る大きな変化や事前評価時に想定していなかった影響も生じていない。

また、本規制が導入されていなかった場合には、外国PEPsの名義を悪用したマネー・ローンダリング事案の発生を抑制することが困難となり、ひいては、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるおそれや、国際基準であるFATF勧告に対応することができず、わが国がマネー・ローンダリング対策に関するハイリスク国とされ、わが国の金融機関の海外取引に支障が生じるなどの事態に発展するおそれがあったと考えられる。

上記のとおり、現在も、外国PEPsとの取引等を厳格な顧客管理の対象とする必要性に変わ

りはなく、その他本規制を取り巻く社会経済情勢等に係る大きな変化や想定していなかった影響も生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

事前評価時には、本規制により、特定事業者において、外国PEPsとの取引等について厳格な顧客管理を行うための費用が発生すると想定していた。

本規制導入後、想定のおよりの事務負担が発生していると認められるところ、それらに係る費用については、個々の事業者や取引ごとに異なるため、これを金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定と実績の乖離は生じていない。

また、事前評価時には、本規制により新たに課せられた義務の履行を担保するため、規制対象の事業者を所管する行政庁等による報告徴収、指導及び是正命令等の措置を行う費用が発生するが、本規制に関するこれら措置の件数が、本規制の導入前におけるこれら措置の件数と同水準にとどまるならば、発生する行政費用は極めて限定的であると想定していた。

本規制導入後、本規制により新たに課せられた義務を履行していないことを理由とした是正命令等を行われておらず、事務負担は発生していない。その他、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定と実績の乖離は生じていない。

さらに、事前評価時には、本規制の効果として、

- 外国PEPsに対して厳格な顧客管理が行われることにより、外国PEPsの名義を利用したマネー・ローンダリングが抑制される。
- 国際基準であるFATF勧告に対応することで、マネー・ローンダリング対策等に関する国際的責務を果たすとともに、我が国の金融機関等の国際社会における信用が高まる。

ものと想定された。

本規制の導入により、外国PEPsの名義を悪用したマネー・ローンダリングの抑制のための措置が講じられ、また、FATF勧告の履行状況に関する対日相互審査やFATF声明での指摘事項に対して必要な改善が図られたと認められることから、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、外国PEPsの名義を悪用したマネー・ローンダリングによって生じる損益や、国際基準であるFATF勧告に対応することができず、我が国がマネー・ローンダリング対策に関するハイリスク国とされて我が国の金融機関の海外取引に支障が生じることとなった結果として生じる損益を算出する必要があるが、考慮すべき要素が多岐にわたり、また、損失の規模が事案の内容や状況によって異なり、その推計は困難である。

また、事前評価時にも、本規制により想定された効果について、同様の理由から、金銭価値化した便益を推計していない。

このほか、本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、事前評価時の想定とかい離しておらず、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

また本規制の導入により、外国PEPsの名義を悪用したマネー・ローンダリングの抑制に寄与するとともに、FATF勧告の履行状況に関する対日相互審査やFATF声明での指摘事項に対して必要な改善が図られたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、マネー・ローンダリングの抑制、犯罪収益の移転の実態解明や検挙に資する仕組みの構築、犯罪収益の没収、追徴等を通じた被害回復、健全な経済活動の維持・発達への寄与に加え、国際社会と歩調を合わせたマネー・ローンダリング対策の強化が図られるという便益と比較して、費用は相対的に少ないものと認められることから、当該規制を継続することが妥当である。